

令和8年（2026年）第3回 枚方市教育委員会  
定 例 会 議 案 書

案 件 名		
日程 1	報告第58号	臨時代理事項の報告について （1）議会の議決事項（枚方市職員給与条例等の一部改正について）の意思決定について
日程 2	報告第60号	臨時代理事項の報告について （1）教育委員会表彰の被表彰者の決定について（児童等表彰）
日程 3	報告第61号	臨時代理事項の報告について （1）教育委員会表彰の被表彰者の決定について（関西創価小学校）
日程 4	報告第62号	臨時代理事項の報告について （1）育児休業代替任期付職員の任期未了退職について
日程 5	報告第63号	臨時代理事項の報告について （1）令和8年度における枚方市立幼稚園の定員に関する特別措置規則の制定について
日程 6	報告第64号	臨時代理事項の報告について （1）枚方市教育委員会の職員の人事評価の実施等に関する規程の一部改正について

日程 7	報告第65号	委員会の会議に付した事項の報告について (1) 枚方市立生涯学習市民センター・図書館(複合6施設)指定管理者及び枚方市立香里ヶ丘図書館・香里ヶ丘中央公園みどりの広場指定管理者のモニタリングに係る外部評価について(答申)
日程 8	報告第69号	委任を受けて執行した事項の報告について (1) 授業の達人認定について
日程 9	報告第70号	委任を受けて執行した事項の報告について (1) 令和7年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について
日程 10	議案第19号	枚方市支援教育サポートブックの策定について
日程 11	議案第20号	令和8年度学校園の管理運営に関する指針の策定について
日程 12	報告第66号	委員会の会議に付した事項の報告について (1) 枚方市学校いじめ重大事態調査委員会の答申について
日程 13	報告第67号	委任を受けて執行した事項の報告について (1) 生徒指導について①

日程 1 4	報告第68号	委任を受けて執行した事項の報告について (1) 生徒指導について②
日程 1 5	報告第59号	臨時代理事項の報告について (1) 府費負担教職員の懲戒処分に関する内申について

- 開催日時 令和8年(2026年)3月24日 午前10:00から
- 開催場所 輝きプラザきらら3階 教育委員会室



報告第58号

## 臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和8年（2026年）3月24日

枚方市教育委員会  
教育長 谷元 紀之

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第27号 議会の議決事項（枚方市職員給与条例等の一部改正について）  
の意思決定について

## 臨時代理第27号

議会の議決事項（枚方市職員給与条例等の一部改正について）の意思決定について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和8年（2026年）2月16日

枚方市教育委員会  
教育長 谷元 紀之

1. 臨時代理の内容  
次ページのとおり

枚方市職員給与条例等の一部を改正する条例

(枚方市職員給与条例の一部改正)

第1条 枚方市職員給与条例（昭和23年枚方市条例第103号）の一部を次のように改正する。

第33条第2項中「19,100円」を「8,600円」に、「職務の級、第41条の2第1項に規定する任期付常勤職員及び第41条の3第1項に規定する任期付短時間勤務職員にあつては号給」を「職務の級」に、「応じて、」を「応じ、規則で定める校務類型に係る業務の困難性その他の事情を考慮して」に改める。

第34条の6第1項中「である者」の次に「及び指導改善研修被認定者（教育公務員特例法第25条第1項の規定による認定を受けた者であつて、当該認定の日から同条第4項の認定の日までの間にあるものをいう。）」を加え、「100分の4」を「100分の5（幼稚園に勤務する教育職員にあつては、100分の4）」に改める。

第44条中「第24条第1項、第25条第1項又は第26条第1項」を「第24条から第26条まで」に改める。

第49条中「労働基準法」の次に「（昭和22年法律第49号）」を加え、「同法施行規則」を「労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）」に改める。

別表第5を次のように改める。

別表第5（第5条関係）

## 教育職給料表

職員の区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級
		給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用 短時間勤務職 員以外の職員	1	214,600 円	231,500 円	320,000 円
	2	216,100	233,600	322,500
	3	217,600	235,700	324,900
	4	219,100	237,700	327,500
	5	221,000	239,700	329,700
	6	222,900	242,200	331,900
	7	224,800	244,600	334,200
	8	226,700	247,000	336,700
	9	228,600	249,800	339,000
	10	230,700	252,600	341,300
	11	232,700	255,300	343,900
	12	234,600	257,900	346,200
	13	236,400	260,700	348,400
	14	238,900	262,300	350,100
	15	241,300	263,900	352,000
	16	243,800	265,400	354,000
	17	246,300	266,900	356,000
	18	248,900	267,300	358,100
	19	251,300	267,800	360,000
	20	253,700	268,300	361,800
	21	256,100	268,800	363,800
	22	257,700	269,700	365,900
	23	259,200	270,600	367,900
	24	260,700	271,500	369,800
	25	262,100	272,400	371,900
	26	262,400	273,600	373,400
	27	262,700	274,800	375,100
	28	263,100	275,900	376,700
	29	263,500	276,700	378,400
	30	264,200	279,300	380,000
	31	264,900	282,000	381,500
	32	265,600	284,700	383,000
	33	266,300	287,300	384,800
	34	267,200	289,400	386,600
	35	268,000	291,400	387,900
	36	268,800	293,300	389,400
	37	269,300	294,900	391,000
	38	270,800	296,600	392,500
	39	272,200	298,300	394,100
	40	273,600	300,100	395,700
	41	275,000	301,800	397,100
	42	275,700	303,700	398,500
	43	276,400	305,600	400,200
	44	277,000	307,500	401,900
	45	277,600	309,300	403,500
	46	278,500	310,500	405,300
	47	279,400	311,700	407,100
	48	280,200	312,800	409,000
	49	280,600	313,900	410,700
	50	281,400	315,900	412,400
	51	282,200	317,900	414,100
	52	283,000	319,800	415,700
	53	283,600	321,500	417,100
	54	284,400	323,400	418,400
	55	285,100	325,300	419,600
	56	285,700	327,200	420,800
	57	286,300	328,900	422,400
	58	287,000	330,900	423,600
	59	287,600	332,900	424,900
	60	288,100	334,800	426,200
	61	288,800	336,700	427,200

62	289,500	338,700	428,600
63	290,200	340,700	429,900
64	290,800	342,600	431,300
65	291,500	344,500	432,300
66	292,400	346,200	433,400
67	293,300	347,900	434,600
68	294,100	349,600	435,800
69	295,000	351,400	436,600
70	295,900	353,300	437,800
71	296,700	355,200	439,000
72	297,500	357,100	440,200
73	298,200	359,000	441,100
74	298,900	360,800	441,700
75	299,600	362,700	442,300
76	300,300	364,800	442,900
77	300,900	366,400	443,600
78	301,600	367,900	444,200
79	302,400	369,300	444,800
80	303,200	370,900	445,400
81	303,900	372,500	445,800
82	304,800	373,800	446,300
83	305,600	375,200	446,800
84	306,400	376,600	447,300
85	307,200	378,000	447,600
86	307,900	379,400	447,900
87	308,500	380,800	448,200
88	309,100	382,100	448,500
89	309,700	383,500	448,900
90	310,200	384,800	449,200
91	310,700	386,000	449,500
92	311,200	387,200	449,800
93	311,600	388,400	450,000
94	312,100	389,500	450,300
95	312,600	390,600	450,600
96	313,000	391,700	450,900
97	313,400	392,600	451,200
98	314,000	393,300	451,500
99	314,600	394,200	451,800
100	315,200	395,100	452,100
101	315,800	396,100	452,400
102	316,000	396,900	452,600
103	316,200	397,700	452,800
104	316,400	398,400	453,000
105	316,700	399,200	453,200
106	316,900	400,200	453,400
107	317,100	401,100	453,600
108	317,300	402,100	453,800
109	317,500	402,900	454,000
110	317,700	403,900	454,200
111	317,900	404,900	454,400
112	318,100	405,900	454,600
113	318,300	406,500	454,800
114	318,600	407,400	
115	318,900	408,300	
116	319,200	409,200	
117	319,400	410,100	
118	319,700	410,900	
119	320,000	411,700	
120	320,200	412,500	
121	320,400	413,300	
122	320,600	414,100	
123	320,800	414,800	
124	321,000	415,600	
125	321,200	415,900	
126	321,400	416,300	
127	321,600	416,900	

128	321,800	417,200	
129	322,000	417,700	
130	322,200	418,100	
131	322,400	418,700	
132	322,600	419,100	
133	322,800	419,400	
134	323,000	419,800	
135	323,200	420,200	
136	323,400	420,600	
137	323,600	421,000	
138	323,800	421,400	
139	324,000	421,800	
140	324,200	422,200	
141	324,400	422,600	
142	324,600	422,900	
143	324,800	423,200	
144	325,000	423,500	
145	325,200	423,700	
146	325,400	424,000	
147	325,600	424,300	
148	325,800	424,600	
149	326,000	424,900	
150	326,200	425,100	
151	326,400	425,300	
152	326,600	425,500	
153	326,800	425,700	
154	327,000	425,900	
155	327,200	426,100	
156	327,400	426,300	
157	327,600	426,500	
158		426,700	
159		426,900	
160		427,100	
161		427,300	
定年前再任用 短時間勤務職 員	190,000	229,680	273,520

備考

- 1 この表は、教育職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円(定年前再任用短時間勤務職員にあつては、当該額に勤務時間条例第2条第4項の規定による当該職員の勤務時間の数を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その数に10円未満の端数を生じたときは、5円未満はこれを切り捨て、5円以上はこれを10円に切り上げる。))をそれぞれ加算した額とする。

第2条 枚方市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第12条の4中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第12条の5 新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第5条第5項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第6条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額（定年前再任用短時間勤務職員その他の規則で定める職員にあつては、規則で定める額）並びにこれに第19条第2項に規定する地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。）に12を乗じて得た額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得た数から休日に係る勤務時間数を減じた数で除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げる。）（次項において「特定額」という。）が、民間の賃金の最低基準を考慮して規則で定める額（同項において「基準額」という。）を下回るものには、採用の日から規則で定める日までの間、第二種初任給調整手当を支給する。

2 第二種初任給調整手当の月額、規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第二種初任給調整手当を支給される職員との均衡上必要があると認められるものとして規則で定めるものには、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、第二種初任給調整手当を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、第二種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第20条第5項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自転車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、市長が別に定める額とする。

第27条の見出しを削り、同条第1項中「宿直勤務」の次に「又は日直勤務」を加え、「宿直手当」を「宿日直手当」に改め、同条第2項中「宿直手当」を「宿日直手当」に、「3,100円」を「6,900円」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、その勤務1回につき3,450円とする。

第27条第3項を削り、同条第4項中「については、」を「は、宿直勤務にあつては」に改め、「まで」の次に「、日直勤務にあつては通常執務日の登庁時から退庁時まで（執務が行われる時間が通常執務日の執務時間のおおむね2分の1に相当する時間である日で市長が定める日の日直勤務にあつては、当該執務日の退庁時から通常執務日の退庁時まで）」を加え、同項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とする。

第28条から第32条までを次のように改める。

第28条から第32条まで 削除

第34条の6第1項中「100分の5」を「100分の10」に改める。

第35条及び第41条の4中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改める。

(一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第3条 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和27年枚方市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項に次の1号を加える。

(3) 職員が他の地方公共団体において児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第3項に規定する業務に従事した場合

第4条第2項中「300円」を「次の各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 前項第1号又は第2号に規定する業務 300円

(2) 前項第3号に規定する業務 1,000円

第5条第1項第4号中「第10条」を「第11条」に、「第14条第1項」を「第15条第1項」に改める。

第12条第2項の表1の項中「前項第1号イ」を「第1項第1号イ」に、「7時間45分」を「4時間」に改め、同表2の項中「前項第1号イ」を「第1項第1号イ」に改め、第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同表3の項中「前項第1号ロ」を「第1項第1号ロ」に、「1の項」を「1の項第1号」に、「7,500円」を「8,000円」に改め、同表7の項中「前項第3号」を「第1項第3号」に改め、同項を同表8の項とし、同表6の項中「前項第3号」を「第1項第3号」に改め、同項を同表7の項とし、同表5の項中「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項を同表6の項とし、同表4の項中「前項第1号ロ」を「第1項第1号ロ」に改め、同項を同表5の項とし、同表3の項の次に次のように加える。

4	第1項第1号ロ及びハに掲げる業務で、その日において従事した時間が1の項第2号又は第3号に掲げる時間に該当するもの	7,500円
---	--	--------

(枚方市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第4条 枚方市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年枚方市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第4を次のように改める。

## 別表第4（第4条関係）

## 教 育 職 給 料 表

職務 の級 号給	1級	
	給料月額	
1		214,600 円
2		216,100
3		217,600
4		219,100
5		221,000
6		222,900
7		224,800
8		226,700
9		228,600
10		230,700
11		232,700
12		234,600
13		236,400
14		238,900
15		241,300
16		243,800
17		246,300
18		248,900
19		251,300
20		253,700
21		256,100
22		257,700
23		259,200
24		260,700
25		262,100
26		262,400
27		262,700
28		263,100
29		263,500
30		264,200
31		264,900
32		265,600
33		266,300
34		267,200
35		268,000
36		268,800
37		269,300
38		270,800
39		272,200
40		273,600
41		275,000
42		275,700
43		276,400
44		277,000
45		277,600
46		278,500
47		279,400
48		280,200
49		280,600
50		281,400
51		282,200
52		283,000
53		283,600
54		284,400
55		285,100
56		285,700
57		286,300
58		287,000
59		287,600
60		288,100
61		288,800

62	289,500
63	290,200
64	290,800
65	291,500
66	292,400
67	293,300
68	294,100
69	295,000
70	295,900
71	296,700
72	297,500
73	298,200
74	298,900
75	299,600
76	300,300
77	300,900
78	301,600
79	302,400
80	303,200
81	303,900
82	304,800
83	305,600
84	306,400
85	307,200
86	307,900
87	308,500
88	309,100
89	309,700
90	310,200
91	310,700
92	311,200
93	311,600
94	312,100
95	312,600
96	313,000
97	313,400
98	314,000
99	314,600
100	315,200
101	315,800
102	316,000
103	316,200
104	316,400
105	316,700
106	316,900
107	317,100
108	317,300
109	317,500
110	317,700
111	317,900
112	318,100
113	318,300
114	318,600
115	318,900
116	319,200
117	319,400
118	319,700
119	320,000
120	320,200
121	320,400
122	320,600
123	320,800
124	321,000
125	321,200
126	321,400
127	321,600

128	321,800
129	322,000
130	322,200
131	322,400
132	322,600
133	322,800
134	323,000
135	323,200
136	323,400
137	323,600
138	323,800
139	324,000
140	324,200
141	324,400
142	324,600
143	324,800
144	325,000
145	325,200
146	325,400
147	325,600
148	325,800
149	326,000
150	326,200
151	326,400
152	326,600
153	326,800
154	327,000
155	327,200
156	327,400
157	327,600

備考 この表は、教育職員に適用する。

(企業職員の給与等の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第5条 企業職員の給与等の種類及び基準に関する条例(平成16年枚方市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「初任給調整手当」の次に「(第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。)」を加える。

第5条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(初任給調整手当)」を付し、同条中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第5条の2 第二種初任給調整手当は、勤務1時間当たりの給与額が民間の賃金の最低基準を下回ると認められる職に新たに採用された職員に対して支給する。

#### 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定、第3条中一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例第5条第1項第4号及び第12条第2項の表の改正規定並びに次項から附則第4項までの規定は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の枚方市職員給与条例(以下「第1条改正後給与条例」という。)別表第5の規定は令和7年4月1日から、第1条改正後給与条例第33条第2項の規則で定める校務類型のうち市長が定めるものに係る業務に従事する教育職員(以下「特定業務従事教育職員」という。)に適用する場合における同項の規定及び前項ただし書に規定する規定の施行の日(以下「一部施行日」という。)前に教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第25条第1項の規定による認定を受けた者であって一部施行日の前日までに同条第4項の認定を受けていないもの(以下「一部施行日前指導改善研修被認定者」という。)以外の教育職員に適用する場合における第1条改正後給与条例第34条の6第1項の規定並びに第3条の規定による改正後の一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例(以下「新特殊勤務手当条例」という。)第12条第2項の表の規定は令和8年1月1日から適用する。この場合において、第1条の規定による改正前の枚方市職員給与条例又は第3条の規定による改正前の一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条改正後給与条例又は新特殊勤務手当条例の規定による給与の内払とみなし、その差額があるときは、当該差額は、一部施行日以後最初の給料の支給の日に支給する。

(枚方市職員給与条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 令和8年3月31日までの間、特定業務従事教育職員以外の教育職員についての義務教育等教員特別手当の額は、第1条改正後給与条例第33条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 一部施行日前指導改善研修被認定者が教育公務員特例法第25条第4項の認定を受けるまでの間における当該一部施行日前指導改善研修被認定者に対する第1条改正後給与条例の規定による教職調整額の支給については、第1条改正後給与条例第34条の6第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 5 令和12年12月31日までの間、第2条の規定による改正後の枚方市職員給与条例（以下「第2条改正後給与条例」という。）第34条の6第1項の規定の適用については、同項中「100分の10」とあるのは、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和8年4月1日から同年12月31日まで	100分の5
令和9年1月1日から同年12月31日まで	100分の6
令和10年1月1日から同年12月31日まで	100分の7
令和11年1月1日から同年12月31日まで	100分の8
令和12年1月1日から同年12月31日まで	100分の9

- 6 一部施行日前に教育公務員特例法第25条第1項の規定による認定を受けた者であってこの条例の施行の日の前日までに同条第4項の認定を受けていないものが当該認定を受けるまでの間における当該者に対する第2条改正後給与条例の規定による教職調整額の支給については、第2条改正後給与条例第34条の6第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（職員の修学部分休業に関する条例の一部改正）

- 7 職員の修学部分休業に関する条例（平成17年枚方市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条中「初任給調整手当」の次に「（第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。）」を加える。

（職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正）

- 8 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年枚方市条例第28号）の一部を次のように改正する。

附則第14条第1号中「第8条の規定による改正後の」及び「（以下「新勤務時間条例」という。）」を削り、同条第2号中「新勤務時間条例」を「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」に改める。

附則第16条中「第2条の規定による改正後の」及び「（以下「新給与条例」という。）」を削り、「新給与条例」を「枚方市職員給与条例」に改める。

附則第17条中「新給与条例」を「枚方市職員給与条例」に改める。

附則第18条中「新給与条例」を「枚方市職員給与条例第12条の5第1項及び」に改める。

附則第19条中「新給与条例」を「枚方市職員給与条例」に改める。

附則第20条中「新給与条例」を「枚方市職員給与条例」に、「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改める。

附則第26条中「第8条の規定による改正後の」を削る。

枚方市職員給与条例等の一部改正について

主要な改正部分の新旧対照表

新 (改正後)	旧 (現 行)
<p>[第1条関係] 第33条 [略]</p> <p>2 義務教育等教員特別手当の月額は、<u>8,600円</u>を超えない範囲内で、職務の級及び号給（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、<u>職務の級</u>）の別に応じ、規則で定める校務類型に係る業務の困難性その他の事情を考慮して規則で定める額（幼稚園に勤務する教育職員にあつては、当該額に2分の1を乗じて得た額）とする。</p> <p>3 [略]</p> <p>（教職調整額）</p> <p>第34条の6 教育職員（その属する職務の級が教育職給料表の3級である者及び指導改善研修被認定者（<u>教育公務員特例法第25条第1項の規定による認定を受けた者であつて、当該認定の日から同条第4項の認定の日までの間にあるものをいう。</u>）を除く。）には、その者の給料月額<u>の100分の5</u>（幼稚園に勤務する教育職員にあつては、<u>100分の4</u>）に相当する額の教職調整額を支給する。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>（出張中における職員の時間外勤務手当等の取扱い）</p> <p>第44条 出張中の職員については、時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜</p>	<p>[第1条関係] 第33条 [略]</p> <p>2 義務教育等教員特別手当の月額は、<u>19,100円</u>を超えない範囲内で、職務の級及び号給（定年前再任用短時間勤務職員にあつては<u>職務の級、第41条の2第1項に規定する任期付常勤職員及び第41条の3第1項に規定する任期付短時間勤務職員にあつては号給</u>）の別に応じて、規則で定める額（幼稚園に勤務する教育職員にあつては、当該額に2分の1を乗じて得た額）とする。</p> <p>3 [略]</p> <p>（教職調整額）</p> <p>第34条の6 教育職員（その属する職務の級が教育職給料表の3級である者を除く。）には、その者の給料月額<u>の100分の4</u>に相当する額の教職調整額を支給する。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>（出張中における職員の時間外勤務手当等の取扱い）</p> <p>第44条 出張中の職員については、時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>間勤務手当を支給しない。ただし、任命権者があらかじめ<u>第24条から第26条までに規定する勤務に服すべきことを指示して出張を命じたときは、この限りでない。</u></p> <p>（非常時払）</p> <p>第49条 職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第25条及び労働基準法<u>施行規則（昭和22年厚生省令第23号）</u>第9条の規定に該当し、給与の非常時払を請求した場合には、日割計算によりその請求の日までの給与を支給する。</p> <p>[第2条関係]</p> <p>第12条の4 医療職給料表の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるものに新たに採用された職員には、月額417,600円を超えない範囲内で、第19条第2項に規定する地域手当の支給割合の決定に際して参酌した事項を勘案して規則で定める額を、採用の日から35年以内の期間、採用後規則で定める期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて、<u>第一種初任給調整手当</u>として支給する。</p> <p>2 前項の職にある職員のうち、同項の規定により<u>第一種初任給調整手当</u>の支給を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、<u>第一種初任給調整手当</u>を支給する。</p> <p>3 前2項の規定により<u>第一種初任給調整手当</u>を支給する職員の範囲、<u>第一種初任給調整手当</u>の支給期間及び支給額その他<u>第一種初任給調整手当</u></p>	<p>間勤務手当を支給しない。ただし、任命権者があらかじめ<u>第24条第1項、第25条第1項又は第26条第1項</u>に規定する勤務に服すべきことを指示して出張を命じたときは、この限りでない。</p> <p>（非常時払）</p> <p>第49条 職員が労働基準法第25条及び<u>同法施行規則</u>第9条の規定に該当し、給与の非常時払を請求した場合には、日割計算によりその請求の日までの給与を支給する。</p> <p>[第2条関係]</p> <p>第12条の4 医療職給料表の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるものに新たに採用された職員には、月額417,600円を超えない範囲内で、第19条第2項に規定する地域手当の支給割合の決定に際して参酌した事項を勘案して規則で定める額を、採用の日から35年以内の期間、採用後規則で定める期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて、<u>初任給調整手当</u>として支給する。</p> <p>2 前項の職にある職員のうち、同項の規定により<u>初任給調整手当</u>の支給を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、<u>初任給調整手当</u>を支給する。</p> <p>3 前2項の規定により<u>初任給調整手当</u>を支給する職員の範囲、<u>初任給調整手当</u>の支給期間及び支給額その他<u>初任給調整手当</u>の支給に関し必要な</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>の支給に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p><u>第12条の5 新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第5条第5項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第6条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額（定年前再任用短時間勤務職員その他の規則で定める職員にあつては、規則で定める額）並びにこれに第19条第2項に規定する地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。）に12を乗じて得た額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得た数から休日に係る勤務時間数を減じた数で除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げる。）（次項において「特定額」という。）が、民間の賃金の最低基準を考慮して規則で定める額（同項において「基準額」という。）を下回るものには、採用の日から規則で定める日までの間、第二種初任給調整手当を支給する。</u></p> <p><u>2 第二種初任給調整手当の月額を、規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。</u></p> <p><u>3 第1項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第二種初任給調整手当を支給される職員との均衡上必要があると認められるものとして規則で定めるものには、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、第二種初任給調整手当を支給する。</u></p> <p><u>4 前3項に規定するもののほか、第二種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>	<p>事項は、規則で定める。</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>第20条 [略] 2～4 [略] 5 <u>第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自転車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。）</u>を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、市長が別に定める額とする。 6 [略]</p> <p>第27条 宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務に対して、<u>宿日直手当</u>を支給する。</p> <p>2 <u>宿日直手当の額は、前項の勤務1回につき6,900円とする。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、その勤務1回につき3,450円とする。</u></p> <p>3 <u>第1項の勤務の回数は、宿直勤務にあつては執務が通常行われる日（以下「通常執務日」という。）の退庁時から翌日の登庁時まで、日直勤務にあつては通常執務日の登庁時から退庁時まで（執務が行われる時間が通常執務日の執務時間のおおむね2分の1に相当する時間である日</u></p>	<p>第20条 [略] 2～4 [略] 5 [略]</p> <p><u>(宿直手当)</u></p> <p>第27条 宿直勤務を命ぜられた職員には、その勤務に対して、<u>宿直手当</u>を支給する。</p> <p>2 <u>宿直手当の額は、前項の勤務1回につき3,100円とする。</u></p> <p>3 <u>第1項の勤務が12月29日から翌年の1月3日までの間である場合における宿直手当の額は、その勤務1回につき、前項の規定により算定した額に100分の200を乗じて得た額に2,200円を加算した額を超えない範囲内で任命権者が市長の承認を得て定める額とする。</u></p> <p>4 <u>第1項の勤務の回数については、執務が通常行われる日（以下「通常執務日」という。）の退庁時から翌日の登庁時までをもつて1回とする。</u></p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p><u>で市長が定める日の日直勤務にあつては、当該執務日の退庁時から通常執務日の退庁時まで）をもつて1回とする。</u></p> <p><u>4</u> [略]</p> <p><u>第28条から第32条まで</u> 削除</p> <p> </p> <p>（教職調整額）</p> <p>第34条の6 教育職員（その属する職務の級が教育職給料表の3級である者及び指導改善研修被認定者（教育公務員特例法第25条第1項の規定による認定を受けた者であつて、当該認定の日から同条第4項の認定の日</p>	<p><u>5</u> [略]</p> <p><u>（日直手当）</u></p> <p><u>第28条 日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務に対して、日直手当を支給する。</u></p> <p><u>2 日直手当の額は、前項の勤務1回につき3,100円（執務が行われる時間が通常執務日の執務時間のおおむね2分の1に相当する時間である日で市長が定める日（以下「半日執務日」という。）の日直勤務にあつては、その額に100分の50を乗じて得た額）とする。</u></p> <p><u>3 前条第3項の規定は、第1項の勤務が12月29日から翌年の1月3日までの間である場合について準用する。</u></p> <p><u>4 第1項の勤務の回数については、通常執務日の登庁時から退庁時まで（半日執務日の日直勤務にあつては、当該半日執務日の退庁時から通常執務日の退庁時まで）をもつて1回とする。</u></p> <p><u>5 第1項の勤務は、第24条から第26条までの勤務には含まれないものとする。</u></p> <p><u>第29条から第32条まで</u> 削除</p> <p> </p> <p>（教職調整額）</p> <p>第34条の6 教育職員（その属する職務の級が教育職給料表の3級である者及び指導改善研修被認定者（教育公務員特例法第25条第1項の規定による認定を受けた者であつて、当該認定の日から同条第4項の認定の日</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>までの間にあるものをいう。)を除く。)には、その者の給料月額<u>の100分の10</u>（幼稚園に勤務する教育職員にあつては、100分の4）に相当する額の教職調整額を支給する。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>第35条 第6条の規定並びに<u>第一種初任給調整手当</u>及び扶養手当に関する規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</p> <p>（任期付職員についての適用除外）</p> <p>第41条の4 第5条、第6条並びに第12条の3第1項及び第2項の規定並びに<u>第一種初任給調整手当</u>、扶養手当、住居手当、義務教育等教員特別手当及び勤勉手当に関する規定は、特定任期付職員には適用しない。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第5条及び第6条の規定並びに<u>第一種初任給調整手当</u>、扶養手当及び住居手当に関する規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。</p> <p>[第3条関係]</p> <p>（社会福祉業務手当）</p> <p>第4条 社会福祉業務手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>職員が他の地方公共団体において児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第3項に規定する業務に従事した場合</u></p> <p>2 前項の手当の額は、当該業務に従事した日1日につき<u>次の各号に定め</u></p>	<p>までの間にあるものをいう。)を除く。)には、その者の給料月額<u>の100分の5</u>（幼稚園に勤務する教育職員にあつては、100分の4）に相当する額の教職調整額を支給する。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>第35条 第6条の規定並びに<u>初任給調整手当</u>及び扶養手当に関する規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</p> <p>（任期付職員についての適用除外）</p> <p>第41条の4 第5条、第6条並びに第12条の3第1項及び第2項の規定並びに<u>初任給調整手当</u>、扶養手当、住居手当、義務教育等教員特別手当及び勤勉手当に関する規定は、特定任期付職員には適用しない。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第5条及び第6条の規定並びに<u>初任給調整手当</u>、扶養手当及び住居手当に関する規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。</p> <p>[第3条関係]</p> <p>（社会福祉業務手当）</p> <p>第4条 社会福祉業務手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>2 前項の手当の額は、当該業務に従事した日1日につき<u>300円とする。</u></p>

新（改正後）	旧（現 行）												
<p>る額とする。</p> <p>(1) 前項第1号又は第2号に規定する業務 300円</p> <p>(2) 前項第3号に規定する業務 1,000円</p> <p>（感染症等対策業務手当）</p> <p>第5条 感染症等対策業務手当は、職員が次に掲げる業務に従事した場合に支給する。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 狂犬病予防法第6条第2項若しくは大阪府動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年大阪府条例第3号）<u>第11条</u>の規定による捕獲（麻酔銃を用いて行うものに限る。）、同法第18条の2第1項の規定による薬殺又は同条例<u>第15条第1項</u>の規定による掃討</p> <p>2 [略]</p> <p>（教員特殊業務手当）</p> <p>第12条 [略]</p> <p>2 前項の手当の額は、当該業務に従事した日1日につき、次の表の左欄に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。</p> <table border="1" data-bbox="203 1093 1088 1385"> <thead> <tr> <th>項</th> <th>業 務</th> <th>額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>第1項第1号イに掲げる業務で、その日において従事した時間が次のいずれかに該当するもの (1) 週休日又は休日等において従事した時間が4時間以上</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	項	業 務	額	1	第1項第1号イに掲げる業務で、その日において従事した時間が次のいずれかに該当するもの (1) 週休日又は休日等において従事した時間が4時間以上	[略]	<p>（感染症等対策業務手当）</p> <p>第5条 感染症等対策業務手当は、職員が次に掲げる業務に従事した場合に支給する。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 狂犬病予防法第6条第2項若しくは大阪府動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年大阪府条例第3号）<u>第10条</u>の規定による捕獲（麻酔銃を用いて行うものに限る。）、同法第18条の2第1項の規定による薬殺又は同条例<u>第14条第1項</u>の規定による掃討</p> <p>2 [略]</p> <p>（教員特殊業務手当）</p> <p>第12条 [略]</p> <p>2 前項の手当の額は、当該業務に従事した日1日につき、次の表の左欄に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。</p> <table border="1" data-bbox="1167 1093 2051 1385"> <thead> <tr> <th>項</th> <th>業 務</th> <th>額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>前項第1号イに掲げる業務で、その日において従事した時間が次のいずれかに該当するもの (1) 週休日又は休日等において従事した時間が7時間45分以上</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	項	業 務	額	1	前項第1号イに掲げる業務で、その日において従事した時間が次のいずれかに該当するもの (1) 週休日又は休日等において従事した時間が7時間45分以上	[略]
項	業 務	額											
1	第1項第1号イに掲げる業務で、その日において従事した時間が次のいずれかに該当するもの (1) 週休日又は休日等において従事した時間が4時間以上	[略]											
項	業 務	額											
1	前項第1号イに掲げる業務で、その日において従事した時間が次のいずれかに該当するもの (1) 週休日又は休日等において従事した時間が7時間45分以上	[略]											

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）			旧（現 行）		
	(2)・(3) [略]			(2)・(3) [略]	
2	第1項第1号イに掲げる業務で、その日において従事した時間が次のいずれかに該当するもの  (1) [略] (2) [略]	[略]	2	前項第1号イに掲げる業務で、その日において従事した時間が次のいずれかに該当するもの <u>(1) 週休日又は休日等において従事した時間が5時間以上7時間45分未満</u> (2) [略] (3) [略]	[略]
3	第1項第1号ロ及びハに掲げる業務で、その日において従事した時間が <u>1の項第1号</u> に掲げる時間に該当するもの	8,000円	3	前項第1号ロ及びハに掲げる業務で、その日において従事した時間が <u>1の項</u> に掲げる時間に該当するもの	7,500円
4	第1項第1号ロ及びハに掲げる業務で、その日において従事した時間が <u>1の項第2号又は第3号</u> に掲げる時間に該当するもの	7,500円	4	前項第1号ロ及びハに掲げる業務で、その日において従事した時間が2の項に掲げる時間に該当するもの	[略]
5	第1項第1号ロ及びハに掲げる業務で、その日において従事した時間が2の項に掲げる時間に該当するもの	[略]	5	前項第2号に掲げる業務で、その日において従事した時間が7時間45分以上であるもの	[略]
6	第1項第2号に掲げる業務で、その日において従事した時間が7時間45分以上であるもの	[略]	6	前項第3号に掲げる業務で、その日に	[略]
7	第1項第3号に掲げる業務で、その日	[略]			

新（改正後）		旧（現 行）	
	において従事した時間が次のいずれかに該当するもの (1)・(2) [略]		
8	第1項第3号に掲げる業務で、その日において従事した時間が次のいずれかに該当するもの (1)・(2) [略]	[略]	7 前項第3号に掲げる業務で、その日において従事した時間が次のいずれかに該当するもの (1)・(2) [略]
<p>[第5条関係] (給与の種類)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項の手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当（<u>第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。</u>）、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び退職手当とする。</p> <p><u>(初任給調整手当)</u></p> <p>第5条 <u>第一種初任給調整手当</u>は、専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された職員に対して支給する。</p> <p>第5条の2 <u>第二種初任給調整手当</u>は、勤務1時間当たりの給与額が民間</p>		<p>[第5条関係] (給与の種類)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項の手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び退職手当とする。</p> <p><u>(初任給調整手当)</u></p> <p>第5条 <u>初任給調整手当</u>は、専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された職員に対して支給する。</p>	

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現 行）
<p><u>の賃金の最低基準を下回ると認められる職に新たに採用された職員に対して支給する。</u></p>	

報告第60号

## 臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和8年（2026年）3月24日

枚方市教育委員会  
教育長 谷元 紀之

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第29号 教育委員会表彰の被表彰者の決定について（児童等表彰）

臨時代理第29号

教育委員会表彰の被表彰者の決定について（児童等表彰）

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和8年（2026年）2月25日

枚方市教育委員会  
教育長 谷元 紀之

## 1. 臨時代理の内容

枚方市教育委員会表彰規程（令和5年枚方市教育委員会規程第7号）第3条第3号の規定により教育委員会表彰の被表彰者を決定するものです。

## 2. 教育委員会表彰の被表彰者

	所 属	氏名	表彰事由
1	樟葉北小学校	池田 瑞樹	第7回ジュニアチャンピオンズリーグ全国大会 U-10男子30kg級 優勝
2	伊加賀小学校	大番 樹愛	第25回 全日本少年少女空手道選手権大会 組手女子3年生の部 優勝
3	伊加賀小学校	真下 結名	第49回 拳正会全国空手道選手権大会 小学4年生女子組手試合之部 優勝
4	第二中学校	宮浦 さな	JOCジュニアオリンピックカップ 第39回全国都道府県対抗中学バレーボール大会 優勝

	所属	氏名	表彰事由
5	津田中学校	嶋田 純玲	ALL JAPAN CHEER DANCE CHAMPIONSHIP2025 第25回全日本チアダンス選手権大会 第23回全日本学生チアダンス選手権大会 Junior編成/Pom部門/人数区分Medium 第1位
6	枚方中学校	岩崎 魅海里	・ポールスポーツ世界大会 (inハンガリー) シニアトリオカテゴリーの部 優勝 ・全日本ポール&エアリアルスポーツ選手権大会 ジュニアの部 個人 優勝
7	杉中学校	白澤 大志	JVA 第28回 全国ヤングクラブバレーボール大会 U-14男子 MARINの部 優勝
8	山田中学校	京谷 和音	2025 SV-V. LEAGUE U15 CHAMPIONSHIP supported by OPEN HOUSE GROUP 決勝大会 優勝
9	桜丘中学校	山内 穂香	JOCジュニアオリンピックカップ 第39回全国都道府県対抗中学バレーボール大会 優勝
10	招提北中学校	日置 丈太郎	JVA 第28回 全国ヤングクラブバレーボール大会 U-14男子 MARINの部 優勝

## 報告第61号

### 臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和8年（2026年）3月24日

枚方市教育委員会  
教育長 谷元 紀之

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第30号 教育委員会表彰の被表彰者の決定について（関西創価小学校）

臨時代理第30号

教育委員会表彰の被表彰者の決定について（関西創価小学校）

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和8年（2026年）2月27日

枚方市教育委員会  
教育長 谷元 紀之

1. 臨時代理の内容

枚方市教育委員会表彰規程（令和5年枚方市教育委員会規程第7号）の第4条第2号の規定により教育委員会表彰の被表彰者を決定するものです。

2. 教育委員会表彰の被表彰者

被表彰者：関西創価小学校

表彰事由：第69回全国書きぞめ作品展覧会において、小学校団体の部で全国優勝し、枚方市市民文化賞を受賞したため。

報告第62号

## 臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和8年（2026年）3月24日

枚方市教育委員会  
教育長 谷元 紀之

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第31号 育児休業代替任期付職員の任期未了退職について

## 臨時代理第31号

### 育児休業代替任期付職員の任期未了退職について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和8年(2026年)3月3日

枚方市教育委員会  
教育長 谷元 紀之

1. 臨時代理の内容

令和8年（2026年）3月15日付け育児休業代替任期付職員の任期未了退職

所 属	職 ・ 氏 名
総合教育部 おいしい給食課	技術職員 ・ 北川 夏菜子

報告第63号

## 臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和8年（2026年）3月24日

枚方市教育委員会  
教育長 谷元 紀之

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第32号 令和8年度における枚方市立幼稚園の定員に関する特別措置  
規則の制定について

## 臨時代理第32号

令和8年度における枚方市立幼稚園の定員に関する特別措置規則の制定について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和8年（2026年）3月5日

枚方市教育委員会  
教育長 谷元 紀之

1. 臨時代理の内容  
次ページのとおり

枚方市教育委員会規則第 号

令和 8 年度における枚方市立幼稚園の定員に関する特別措置規則

枚方市立幼稚園の管理運営に関する規則（昭和63年枚方市教育委員会規則第13号）別表の規定にかかわらず、令和 8 年度に限り、次の表の左欄に掲げる幼稚園の 3 歳児の定員は、それぞれ同表の右欄に定める人数とする。

枚方市立香里幼稚園	31人
-----------	-----

附 則

- 1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 7 年度における枚方市立幼稚園の定員に関する特別措置規則（令和 7 年枚方市教育委員会規則第 2 号）は、廃止する。

報告第64号

## 臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和8年（2026年）3月24日

枚方市教育委員会  
教育長 谷元 紀之

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第33号 枚方市教育委員会の職員の人事評価の実施等に関する規程の一部改正について

## 臨時代理第33号

枚方市教育委員会の職員の人事評価の実施等に関する規程の一部改正について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和8年（2026年）3月13日

枚方市教育委員会  
教育長 谷元 紀之

### 1. 臨時代理の内容

次ページのとおり

枚方市教育委員会の職員の人事評価の実施等に関する規程の一部を改正する規程

枚方市教育委員会の職員の人事評価の実施等に関する規程（平成30年枚方市教育委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項第1号中「理事」を「副教育長」に改め、「部長である者」の次に「及び標準的な職が次長である者（参事及び次長の職にある者に限る。）」を加え、同項第2号中「第13条第8項ただし書」を「第13条第9項ただし書」に改める。

第9条第2項中「第12条第1項第3号に掲げる会計年度任用職員」を「短期任用の会計年度任用職員」に改める。

第11条第1項中「いない」を「置かれていない」に改める。

第12条第1項第2号中「次号に掲げる会計年度任用職員」を「短期任用の会計年度任用職員」に改め、同項第3号中「枚方市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則別表第3の2の表及び第5の2の表に掲げる職にある会計年度任用職員」を「短期任用の会計年度任用職員」に改める。

第13条第1項ただし書及び第3項ただし書を削り、同条第10項中「第8項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「第7項」を「第8項」に、「第6項」を「第7項」に改め、同項を同条第10項とし、同条第6項から第8項までを1項ずつ繰り下げ、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 被評価者の休職等の事由により第1項若しくは第3項の規定による能力評価又は前項の規定による実績評価の実施が困難な場合は、別に定める方法により能力評価又は実績評価を行うものとする。

第17条第2項第2号中「第13条第9項」を「第13条第10項」に改め、同項第3号中「第13条第10項」を「第13条第11項」に改める。

別表第1理事の属する職制上の段階の項中「理事の属する」を「副教育長及び教育次長の属する」に、「理事」を「副教育長」に改め、同表一般職の任期付職員の採用に関する条例又は地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員の職（理事又は部長の職を除く。）の属する職制上の段階の項中「の職（理事又は部長の職を除く。）」を「（一般職の職員の管理職手当等に関する規則（昭和61年枚方市規則第24号）別表の職務の欄に掲げる職務にある者（副主幹の職にある者を除く。）を除く。）の職」に改める。

別表第2理事の項中「理事」を「副教育長」に改め、同表第12条第1項第3号に掲げる会計年度任用職員の項中「第12条第1項第3号に掲げる会計年度任用職員」を「短期任用の会計年度任用職員」に改める。

別表第3の表の部分を次のように改める。

標準的な職	一次評価者	二次評価者
会計年度任用職員	課長代理	—

副主幹、係長、主査、主任、係員、任期付職員	課長代理	課長
課長代理	課長	次長
課長（主幹に限る。）		部長
課長（主幹を除く。）	次長	
次長（副参事に限る。）		
次長（副参事を除く。）	部長	特別職
副教育長、部長	特別職	

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(参考資料)

枚方市教育委員会の職員の人事評価の実施等に関する規程の一部改正関係

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現行）
<p>(評価者等)</p> <p>第5条 1・2 [略]</p> <p>3 第1項に規定する調整組織は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 総合評価調整部会 各部ごとに組織し、能力評価の着眼点及び基準の確認並びに被評価者（標準的な職が<u>副教育長又は部長である者及び標準的な職が次長である者（参事及び次長の職にある者に限る。）</u>を除く。）の総合評価について、適正に行われたかどうかの確認並びに当該総合評価の集約を行う組織</p> <p>(2) 総合評価調整協議会 全ての被評価者の総合評価について、適正に行われたかどうかの確認、集約及び確定を行うとともに、<u>第13条第9項ただし書</u>の承認を行う組織</p> <p>(総合評価)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 評価者は、総合評価を行うに当たっては、当該能力評価及び実績評価について、その理由、根拠となる事実その他参考となるべき事</p>	<p>(評価者等)</p> <p>第5条 1・2 [略]</p> <p>3 第1項に規定する調整組織は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 総合評価調整部会 各部ごとに組織し、能力評価の着眼点及び基準の確認並びに被評価者（標準的な職が<u>理事又は部長である者</u>を除く。）の総合評価について、適正に行われたかどうかの確認並びに当該総合評価の集約を行う組織</p> <p>(2) 総合評価調整協議会 全ての被評価者の総合評価について、適正に行われたかどうかの確認、集約及び確定を行うとともに、<u>第13条第8項ただし書</u>の承認を行う組織</p> <p>(総合評価)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 評価者は、総合評価を行うに当たっては、当該能力評価及び実績評価について、その理由、根拠となる事実その他参考となるべき事</p>

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現行）
<p>項を明確に記載し、及び記録した上で、被評価者（<u>短期任用の会計年度任用職員</u>を除く。）に適切に説明し、共有しなければならない。</p> <p>（業務目標又は施策目標の設定）</p> <p>第11条 一次評価者（一次評価者が<u>置かれていない</u>場合にあつては、二次評価者。次項において同じ。）は、評価期間の開始に際し、管理職等以外の被評価者に対しては職務の遂行において達成しようとする業務の目標及びその達成に向けた具体的な期限、過程、姿勢等（以下「業務目標」という。）の設定を、管理職等の被評価者に対しては組織としての目標を達成するために取り組むべき施策に関する具体的な目標（以下「施策目標」という。）の設定を求めるものとする。</p> <p>（面談）</p> <p>第12条 [略]</p> <p>(1) [略]</p>	<p>項を明確に記載し、及び記録した上で、被評価者（<u>第12条第1項第3号に掲げる会計年度任用職員</u>を除く。）に適切に説明し、共有しなければならない。</p> <p>（業務目標又は施策目標の設定）</p> <p>第11条 一次評価者（一次評価者が<u>いない</u>場合にあつては、二次評価者。次項において同じ。）は、評価期間の開始に際し、管理職等以外の被評価者に対しては職務の遂行において達成しようとする業務の目標及びその達成に向けた具体的な期限、過程、姿勢等（以下「業務目標」という。）の設定を、管理職等の被評価者に対しては組織としての目標を達成するために取り組むべき施策に関する具体的な目標（以下「施策目標」という。）の設定を求めるものとする。</p> <p>（面談）</p> <p>第12条 [略]</p> <p>(1) [略]</p>

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現行）
<p>(2) 会計年度任用職員（<u>短期任用の会計年度任用職員</u>を除く。）次に掲げる面談（ロに掲げる面談にあつては、一次評価者が必要と認める場合に限る。）</p> <p>イ～ハ [略]</p> <p>(3) <u>短期任用の会計年度任用職員</u> 次に掲げる面談（ロに掲げる面談にあつては、一次評価者が必要と認める場合に限る。）</p> <p>イ・ロ [略]</p> <p>（総合評価の結果）</p> <p>第13条 被評価者（会計年度任用職員を除く。以下この項において同じ。）に対する能力評価は、被評価者、一次評価者、二次評価者の順にそれぞれが、総合評価シートに定める着眼点ごとに4段階の個別記号を付して行うものとし、被評価者、一次評価者及び二次評価者それぞれが付した個別記号の組合せによって、別に定める基準に基づき点数を付して行うものとする。</p>	<p>(2) 会計年度任用職員（<u>次号に掲げる会計年度任用職員</u>を除く。）次に掲げる面談（ロに掲げる面談にあつては、一次評価者が必要と認める場合に限る。）</p> <p>イ～ハ [略]</p> <p>(3) <u>枚方市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則別表第3の2の表及び第5の2の表に掲げる職にある会計年度任用職員</u> 次に掲げる面談（ロに掲げる面談にあつては、一次評価者が必要と認める場合に限る。）</p> <p>イ・ロ [略]</p> <p>（総合評価の結果）</p> <p>第13条 被評価者（会計年度任用職員を除く。以下この項において同じ。）に対する能力評価は、被評価者、一次評価者、二次評価者の順にそれぞれが、総合評価シートに定める着眼点ごとに4段階の個別記号を付して行うものとし、被評価者、一次評価者及び二次評価者それぞれが付した個別記号の組合せによって、別に定める基準に基づき点数を付して行うものとする。<u>ただし、被評価者が休職中で</u></p>

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現行）
<p>2 [略]</p> <p>3 被評価者（前条第1項第2号に掲げる会計年度任用職員に限る。以下この項において同じ。）に対する能力評価は、被評価者、一次評価者の順にそれぞれが総合評価シートに定める着眼点ごとに3段階の個別記号を付して行うものとし、被評価者及び一次評価者それぞれが、付した個別記号の組合せによって、別に定める基準に基づき点数を付して行うものとする。</p> <p>4・5 [略]</p> <p>6 <u>被評価者の休職等の事由により第1項若しくは第3項の規定による能力評価又は前項の規定による実績評価の実施が困難な場合は、別に定める方法により能力評価又は実績評価を行うものとする。</u></p>	<p><u>ある等の事由により当該被評価者が個別記号を付することができない場合は、一次評価者が付した個別記号を当該被評価者が付した個別記号とみなして、能力評価を行うものとする。</u></p> <p>2 [略]</p> <p>3 被評価者（前条第1項第2号に掲げる会計年度任用職員に限る。以下この項において同じ。）に対する能力評価は、被評価者、一次評価者の順にそれぞれが総合評価シートに定める着眼点ごとに3段階の個別記号を付して行うものとし、被評価者及び一次評価者それぞれが、付した個別記号の組合せによって、別に定める基準に基づき点数を付して行うものとする。<u>ただし、被評価者が休職中である等の事由により当該被評価者が個別記号を付することができない場合は、一次評価者が付した個別記号を当該被評価者が付した個別記号とみなして、能力評価を行うものとする。</u></p> <p>4・5 [略]</p>

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現行）
<p><u>7</u> [略]</p> <p><u>8</u> [略]</p> <p><u>9</u> [略]</p> <p><u>10</u> 一次評価者は、前条第1項第1号ハ又は第2号ハに規定する期末面談において、被評価者に対し、<u>第8項</u>の規定により共有した総合評価（前条第1項第2号に掲げる会計年度任用職員にあっては、<u>第7項</u>の規定により総合評価調整部会又は総合評価調整協議会の適正であることの確認を得た総合評価）について総合評価シートを開示することにより共有するものとする。</p> <p><u>11</u> 二次評価者は、被評価者に対し、<u>第9項</u>の規定により付された評価ランクを開示し、共有するものとする。</p> <p>（苦情相談）</p> <p>第17条 [略]</p> <p>2 苦情相談の対象とする内容は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>第13条第10項</u>の規定により開示された総合評価シートに関する</p>	<p><u>6</u> [略]</p> <p><u>7</u> [略]</p> <p><u>8</u> [略]</p> <p><u>9</u> 一次評価者は、前条第1項第1号ハ又は第2号ハに規定する期末面談において、被評価者に対し、<u>第7項</u>の規定により共有した総合評価（前条第1項第2号に掲げる会計年度任用職員にあっては、<u>第6項</u>の規定により総合評価調整部会又は総合評価調整協議会の適正であることの確認を得た総合評価）について総合評価シートを開示することにより共有するものとする。</p> <p><u>10</u> 二次評価者は、被評価者に対し、<u>第8項</u>の規定により付された評価ランクを開示し、共有するものとする。</p> <p>（苦情相談）</p> <p>第17条 [略]</p> <p>2 苦情相談の対象とする内容は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>第13条第9項</u>の規定により開示された総合評価シートに関する</p>

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現行）								
<p>こと</p> <p>(3) <u>第13条第11項</u>の規定により開示された評価ランクに関すること。</p> <p>(4)・(5) [略]</p>	<p>こと。</p> <p>(3) <u>第13条第10項</u>の規定により開示された評価ランクに関すること。</p> <p>(4)・(5) [略]</p>								
<p>別表第1（第3条関係）</p>	<p>別表第1（第3条関係）</p>								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>職制上の段階</th> <th>標準的な職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>副教育長及び教育次長の属する職制上の段階</td> <td>副教育長</td> </tr> </tbody> </table>	職制上の段階	標準的な職	副教育長及び教育次長の属する職制上の段階	副教育長	<table border="1"> <thead> <tr> <th>職制上の段階</th> <th>標準的な職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>理事の属する職制上の段階</td> <td>理事</td> </tr> </tbody> </table>	職制上の段階	標準的な職	理事の属する職制上の段階	理事
職制上の段階	標準的な職								
副教育長及び教育次長の属する職制上の段階	副教育長								
職制上の段階	標準的な職								
理事の属する職制上の段階	理事								
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>一般職の任期付職員の採用に関する条例又は地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員（一般職の職員の管理職手当等に関する規則（昭和61年枚方市規則第24号）別表の職務の欄に掲げる職務にある者（副主幹の職にある者を除く。）を除く。）の職の属する職制上の段階</td> <td>任期付職員</td> </tr> </tbody> </table>	一般職の任期付職員の採用に関する条例又は地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員（一般職の職員の管理職手当等に関する規則（昭和61年枚方市規則第24号）別表の職務の欄に掲げる職務にある者（副主幹の職にある者を除く。）を除く。）の職の属する職制上の段階	任期付職員	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>一般職の任期付職員の採用に関する条例又は地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員<u>の職（理事又は部長の職を除く。）</u>の属する職制上の段階</td> <td>任期付職員</td> </tr> </tbody> </table>	一般職の任期付職員の採用に関する条例又は地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員 <u>の職（理事又は部長の職を除く。）</u> の属する職制上の段階	任期付職員				
一般職の任期付職員の採用に関する条例又は地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員（一般職の職員の管理職手当等に関する規則（昭和61年枚方市規則第24号）別表の職務の欄に掲げる職務にある者（副主幹の職にある者を除く。）を除く。）の職の属する職制上の段階	任期付職員								
一般職の任期付職員の採用に関する条例又は地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員 <u>の職（理事又は部長の職を除く。）</u> の属する職制上の段階	任期付職員								
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>会計年度任用職員の職の属する職制上の段階</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	会計年度任用職員の職の属する職制上の段階	[略]	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>会計年度任用職員の職の属する職制上の段階</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	会計年度任用職員の職の属する職制上の段階	[略]				
会計年度任用職員の職の属する職制上の段階	[略]								
会計年度任用職員の職の属する職制上の段階	[略]								
<p>備考 [略]</p>	<p>備考 [略]</p>								

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）			旧（現行）		
別表第2（第3条関係）			別表第2（第3条関係）		
標準的な職	標準職務遂行能力		標準的な職	標準職務遂行能力	
副教育長	[略]	[略]	理事	[略]	[略]
	[略]	[略]		[略]	[略]
	[略]	[略]		[略]	[略]
	[略]	[略]		[略]	[略]
	[略]	[略]		[略]	[略]
	[略]	[略]		[略]	[略]
	[略]	[略]		[略]	[略]
短期任用の 会計年度任 用職員	[略]	[略]	第12条第1 項第3号に 掲げる会計 年度任用職 員	[略]	[略]
別表第3（第5条関係）			別表第3（第5条関係）		
標準的な職	一次評価者	二次評価者	標準的な職	一次評価者	二次評価者
会計年度任用職員	課長代理	—	会計年度任用職員	課長代理	—
副主幹、係長、主査、主任、係員、 任期付職員	課長代理	課長	副主幹、係長、主査、主任、係員、 任期付職員	課長代理	課長
課長代理	課長	次長	課長代理	課長	次長
課長（主幹に限る。）		部長	課長（主幹に限る。）		部長
課長（主幹を除く。）	次長		課長（主幹を除く。）	次長	

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）			旧（現行）		
次長（副参事に限る。）			次長（副参事に限る。）		特別職
次長（副参事を除く。）	部長	特別職	次長（副参事を除く。）	部長	
副教育長、部長	特別職		理事、部長	特別職	
備考 [略]			備考 [略]		

## 報告第65号

### 委員会の会議に付した事項の報告について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第4条第1号の規定により教育委員会に報告する。

令和8年（2026年）3月24日

枚方市教育委員会  
教育長 谷元 紀之

#### 1. 報告事項

枚方市立生涯学習市民センター・図書館（複合6施設）指定管理者及び枚方市立香里ヶ丘図書館・香里ヶ丘中央公園みどりの広場指定管理者のモニタリングに係る外部評価について（答申）

## 2. 内容

令和8年（2026年）1月23日開催の教育委員会定例会で可決もしくは承認された次の①から④の各指定管理者評価委員会への諮問について、次ページからのとおり、答申を受けたため、報告する。

## 3. 対象施設及び答申を受けた指定管理者評価委員会一覧

	対象施設	答申を受けた指定管理者評価委員会	答申結果
①	枚方市立楠葉生涯学習市民センター・楠葉図書館 枚方市立津田生涯学習市民センター・津田図書館	枚方市立楠葉・津田生涯学習市民センター・ 図書館指定管理者評価委員会	モニタリングは 適正(適切)に 実施されている
②	枚方市立御殿山生涯学習美術センター・御殿山図書館 枚方市立菅原生涯学習市民センター・菅原図書館	枚方市立御殿山・菅原生涯学習市民センター・ 図書館指定管理者評価委員会	モニタリングは 適正(適切)に 実施されている
③	枚方市立蹉跎生涯学習市民センター・蹉跎図書館 枚方市立牧野生涯学習市民センター・牧野図書館	枚方市立蹉跎・牧野生涯学習市民センター・ 図書館指定管理者評価委員会	モニタリングは 適正(適切)に 実施されている
④	枚方市立香里ヶ丘図書館・香里ヶ丘中央公園みどりの広場	枚方市立香里ヶ丘図書館・みどりの広場 教育委員会指定管理者評価委員会	モニタリングは 適正(適切)に 実施されている



令和8年1月27日

枚方市教育委員会

枚方市立楠葉・津田生涯学習市民センター・図書館  
指定管理者評価委員会

会長 本多重夫

枚方市立楠葉生涯学習市民センター・楠葉図書館及び枚方市立津田生涯学習市民センター・津田図書館指定管理者のモニタリングに係る外部評価について（答申）

本委員会に対して諮問のあった、枚方市立楠葉生涯学習市民センター・楠葉図書館及び枚方市立津田生涯学習市民センター・津田図書館指定管理者のモニタリングが適正に行われているかの評価（外部評価）について慎重に審議した結果、次のとおり答申します。

1. モニタリングは適正（適切）に実施されている。

## 指定管理者のモニタリングに係る外部評価の結果

枚方市立楠葉生涯学習市民センター・楠葉図書館及び枚方市立津田生涯学習市民センター・津田図書館指定管理者のモニタリングが適正に行われているかの評価（外部評価）について、枚方市立楠葉・津田生涯学習市民センター・図書館指定管理者評価委員会（以下「評価委員会」という。）に諮り、慎重に調査・審議された結果、下記のとおり評価されました。

## 記

## 1. 対象施設

施設名称	枚方市立楠葉生涯学習市民センター・楠葉図書館及び枚方市立津田生涯学習市民センター・津田図書館
指定管理者	枚方まなびつながりプロジェクト
施設所管部署	文化生涯学習課・中央図書館

## 2. 評価結果

モニタリングは適正（適切）に実施されている。

## 3. 審議等の経過

令和8年1月27日 評価委員会への諮問  
第1回評価委員会 開催  
評価委員会からの答申  
令和8年3月10日 評価結果の決定



令和8年1月27日

枚方市教育委員会

枚方市立御殿山・菅原生涯学習市民センター・図書館  
指定管理者評価委員会

会長 本多重夫

枚方市立御殿山生涯学習美術センター・御殿山図書館及び枚方市立菅原生涯学習市民センター・菅原図書館指定管理者のモニタリングに係る外部評価について(答申)

本委員会に対して諮問のあった、枚方市立御殿山生涯学習美術センター・御殿山図書館及び枚方市立菅原生涯学習市民センター・菅原図書館指定管理者のモニタリングが適正に行われているかの評価(外部評価)について慎重に審議した結果、次のとおり答申します。

1. モニタリングは適正(適切)に実施されている。

## 指定管理者のモニタリングに係る外部評価の結果

枚方市立御殿山生涯学習美術センター・御殿山図書館及び枚方市立菅原生涯学習市民センター・菅原図書館指定管理者のモニタリングが適正に行われているかの評価（外部評価）について、枚方市立御殿山・菅原生涯学習市民センター・図書館指定管理者評価委員会（以下「評価委員会」という。）に諮り、慎重に調査・審議された結果、下記のとおり評価されました。

## 記

## 1. 対象施設

施設名称	枚方市立御殿山生涯学習美術センター・御殿山図書館及び枚方市立菅原生涯学習市民センター・菅原図書館
指定管理者	枚方まなびつながりプロジェクト
施設所管部署	文化生涯学習課・中央図書館

## 2. 評価結果

モニタリングは適正（適切）に実施されている。

## 3. 審議等の経過

令和8年1月27日	評価委員会への諮問 第1回評価委員会 開催 評価委員会からの答申
令和8年3月10日	評価結果の決定



令和8年1月27日

枚方市教育委員会

枚方市立蹉跎・牧野生涯学習市民センター・図書館  
指定管理者評価委員会

会長 本多重夫

枚方市立蹉跎生涯学習市民センター・蹉跎図書館及び枚方市立牧野生涯学習市民センター・牧野図書館指定管理者のモニタリングに係る外部評価について（答申）

本委員会に対して諮問のあった、枚方市立蹉跎生涯学習市民センター・蹉跎図書館及び枚方市立牧野生涯学習市民センター・牧野図書館指定管理者のモニタリングが適正に行われているかの評価（外部評価）について慎重に審議した結果、次のとおり答申します。

1. モニタリングは適正（適切）に実施されている。

## 指定管理者のモニタリングに係る外部評価の結果

枚方市立蹉跎生涯学習市民センター・蹉跎図書館及び枚方市立牧野生涯学習市民センター・牧野図書館指定管理者のモニタリングが適正に行われているかの評価（外部評価）について、枚方市立蹉跎・牧野生涯学習市民センター・図書館指定管理者評価委員会（以下「評価委員会」という。）に諮り、慎重に調査・審議された結果、下記のとおり評価されました。

## 記

## 1. 対象施設

施設名称	枚方市立蹉跎生涯学習市民センター・蹉跎図書館及び枚方市立牧野生涯学習市民センター・牧野図書館
指定管理者	さだ・まきの文化創造プロジェクト
施設所管部署	文化生涯学習課・中央図書館

## 2. 評価結果

モニタリングは適正（適切）に実施されている。

## 3. 審議等の経過

令和8年1月27日 評価委員会への諮問  
第1回評価委員会 開催  
評価委員会からの答申  
令和8年3月10日 評価結果の決定



令和8年1月18日

枚方市教育委員会

枚方市立香里ヶ丘図書館・みどりの広場  
教育委員会指定管理者評価委員会  
会長 本多重夫

枚方市立香里ヶ丘図書館・香里ヶ丘中央公園みどりの広場指定管理者のモニタリングに係る外部評価について（答申）

本委員会に対して諮問のあった、枚方市立香里ヶ丘図書館・香里ヶ丘中央公園みどりの広場指定管理者のモニタリングが適正に行われているかの評価（外部評価）について慎重に審議した結果、次のとおり答申します。

1. モニタリングは適正（適切）に実施されている。

## 指定管理者のモニタリングに係る外部評価の結果

枚方市立香里ヶ丘図書館・香里ヶ丘中央公園みどりの広場指定管理者のモニタリングが適正に行われているかの評価（外部評価）について、枚方市立香里ヶ丘図書館・みどりの広場教育委員会指定管理者評価委員会（以下「評価委員会」という。）に諮り、慎重に調査・審議された結果、下記のとおり評価されました。

### 記

#### 1. 対象施設

施設名称	枚方市立香里ヶ丘図書館・香里ヶ丘中央公園みどりの広場
指定管理者	図書館流通センター・長谷工コミュニティ共同事業体
施設所管部署	中央図書館・公園みどり課

#### 2. 評価結果

モニタリングは適正（適切）に実施されている。

#### 3. 審議等の経過

令和8年1月18日 評価委員会への諮問  
第1回評価委員会 開催  
評価委員会からの答申  
令和8年3月17日 評価結果の決定

報告第69号

委任を受けて執行した事項の報告について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第4条第2号の規定により教育委員会に報告する。

令和8年（2026年）3月24日

枚方市教育委員会  
教育長 谷元 紀之

1. 報告事項  
授業の達人認定について

2. 内容  
次ページのとおり

## 「令和7年度 授業の達人認定」について

### 1. 内容

枚方市教育振興基本計画に基づき、児童・生徒の「知・徳・体」のバランスの取れた質の高い教育の実現をめざす取り組みとして実施するものである。授業マイスターとして認定された教職員の中から、豊かな人間性、高い専門性、優れた授業力・指導力を兼ね備え、市内全体の模範となる教員を「授業の達人」として認定する。

認定された者は、市全体の授業改善を牽引する存在として位置付けられ、公開授業や研修講師、実践発信などを通して市内教職員の授業力向上に寄与する役割を担う。

### 2. 認定者

枚方市立小倉小学校 沖 亜希子教諭

### 3. 認定までの流れについて

- (1) 示範授業・公開授業・実践発表等を通して必要単位（9単位以上）を取得する。
- (2) 基準に達した者が認定申請を行う。
- (3) 指導主事による参観記録および校長推薦書に基づき候補者を決定する。
- (4) 認定授業参観を実施する。
- (5) 認定委員によるヒアリングを実施する。
- (6) 認定委員会において最終認定を行う。

### 4. 選考基準

認定基準は「授業力」「教員としての資質」「教員の中核としての資質」の3領域で構成する。認定に際しては、認定授業参観における「授業力評価シート」による評価および認定委員によるヒアリングを実施し、総合的に判定する。

- (1) 授業力：授業デザイン力、教材研究力、子ども理解、ICT活用、協働的な学びの創出、個別最適な学びへの対応、確かな振り返りの設定などの要素を含む。
- (2) 教員としての資質：学び続ける姿勢、教育的愛情、コミュニケーション能力など。
- (3) 教員の中核としての資質：組織の一員としての協働力、若手教員の育成力、学校全体の授業改善を推進する姿勢など。

### 5. その他

授業の達人認定式、3月10日に実施

## 報告第70号

### 委任を受けて執行した事項の報告について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第4条第2号の規定により教育委員会に報告する。

令和8年（2026年）3月24日

枚方市教育委員会  
教育長 谷元 紀之

1. 報告事項

令和7年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について

2. 内容

別紙1のとおり

## 議案第19号

### 枚方市支援教育サポートブックの策定について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第2条第1項第1号の規定により、次のとおり教育委員会の議決を求める。

令和8年（2026年）3月24日

枚方市教育委員会  
教育長 谷元 紀之

#### 1. 内容

別紙2のとおり

## 議案第20号

### 令和8年度学校園の管理運営に関する指針の策定について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第2条第1項第1号の規定により、次のとおり教育委員会の議決を求める。

令和8年（2026年）3月24日

枚方市教育委員会  
教育長 谷元 紀之

#### 1. 内容

別紙3のとおり